

令和6年10月1日～ 医薬品の自己負担額が変わります

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

今までお薬代がかからなかった方、
（公費をお持ちの患者さん、乳幼児など）
処方せんに「医療上の必要性により後発医薬品に変更できない」など、医師の指示がなければお薬代が発生する場合がございます。
また、薬局に在庫がなかった場合などには差額は頂きません。

ご不明な点などございましたら
薬剤師にご相談下さい！
よろしくお願い致します。

- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで同じ様に使っていただけるお薬です。
- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別料金として、お支払いいただきます。

